

決議 11.3 (CoP16 で改正) * [仮訳]

遵守および施行

第 6 回および第 7 回締約国会議（オタワ、1987 年、ローザンヌ、1989 年）で採択された決議 6.3 並びに決議 7.5、第 2 回締約国会議（サンホセ、1979 年）で採択され、第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で改正された決議 2.6（改正）、第 3 回締約国会議（ニューデリー、1981 年）で採択され、第 9 回締約国会議で改正された決議 3.9（改正）、第 6 回締約国会議で採択され、第 9 回締約国会議で改正された決議 6.4（改正）、第 9 回締約国会議で採択され、第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で改正された決議 9.8（改正）を想起し、

生きたものおよび死んだ動植物、およびそれらの部分・派生物の取引を規制する規定の遵守状態の監視、書類の発給、管理に関し、輸出国と輸入国両方の管理当局による不適切または不十分な実施が原因で過去に条約違反が何件か起きていることを意識し、

上記の違反が再発しないこと、および条約の目的のために定められたメカニズムが完全に実施され、絶滅のおそれがある動植物種の取引規制並びに有効な保護のためにその正常かつ効率的な機能が保証されることが、条約の全締約国にとり、倫理、生物学、生態学、経済的にもっとも有益であることを考慮し、

条約の規定を施行ならびに執行する能力には、締約国の間でかなりの差があることを意識し、

途上国はその特別な社会経済的、政治的、文化的、地理的状况により、適切な規制要件を満たす上で大きな困難を抱えているが、しかし、可能な限りの最高水準の効果を維持することがそのために免除されるわけではないことを認識し、

適切な CITES 規制の欠如により、違法輸入を許し続けている消費国がいまだに存在する中、自国の CITES 規制の施行において全生産国が極度の困難に直面し、そのような困難が他の締約国での施行問題を悪化させることを認識し、

附属書に掲げる種の標本の生産国からの違法輸出が貴重な野生生物資源に対して深刻な被害を引き起こし、管理計画の効果を下げることが認識し、

野生生物犯罪と闘う国際コンソーシアム（ICWC）の設立を歓迎し、

自然資源を守るための対策に日常的に携わる国内野

生生物法執行機関および小地域並びに地域ネットワークに対して協調的な支援をもたらす上で ICCWC が果たす重要な役割を意識し、

ICWC 野生生物および森林犯罪分析ツールキットは、締約国が野生生物と森林製品の保護および監視に使用可能な手段と措置の包括的分析を実施し、技術補助における必要性を特定するために役立つ。

輸入国による留保が抜け穴となり、それを通じて原産国で違法に取得された標本が何ら規制を受けることなく合法的な市場を見つけることができるという事実を配慮し、

留保を維持する一部の輸入国が、第 4 回締約国会議（ガボローネ、1983 年）で採択され、第 14 回会議（ハーグ、2007 年）で改正された決議 4.25（CoP14 で改正）の締約国会議の勧告を検討することを拒否し、そうすることにより、自国の野生生物資源の保護を望む生産国の自然保護政策を弱めていることに注目し、

野生動植物の違法取引がいまだに主要な関心事であることを認識し、

CITES 掲載種の標本のインターネット商取引が急増していることを認識し、

2009 年 2 月にバンクーバー（カナダ）で開催された CITES 掲載種の標本のインターネット商取引に関する会議の結論および勧告に留意し、

これらの違法に取得された資源を輸入する国は世界的な違法取引を助長する直接的責任があり、このような方法で生産国の自然遺産が損害を受けることを考慮し、

締約国が条約によって定められたすべての規則を実施し、有効に遵守することが条約の成功にとり不可欠であることを考慮し、

もし彼らが条約の目的達成に成功したら、条約の執行は締約国のもっとも高いレベルの絶え間ない関心事でなければならないことを確信し、

野生動植物の違法取引によって生じる深刻な問題と取り組むために条約の執行を強化する必要があること、またそのような取引から得られる利益と比べたときに、執行のための入手可能な資源はほんとうにわずかであるということを確認し、

条約の目的達成に成功するためには、締約国が条約

* 第 13 回、第 14 回、第 15 回および第 16 回締約国会議で改正。

の条約第 8 条 1 項により、締約国は条約の規定を施行し、それに違反した標本の取引を禁じるために適切な措置を講じること、およびそれには違法に取引された標本の没収または輸出国への返還を行うための措置が含まれる、と規定されていることを想起し、

条約の前文に、野生の動植物の一定の種を国際取引による過剰な捕獲から守るためには国際協力が不可欠であると明記されていることを認識し、

不正行為と疑われる野生生物取引に関連する事例と状況に関する迅速な情報交換を通じ、条約の適用において緊密に協力し、他の関連締約国が法的制裁を加えることを可能にするという締約国の義務を確認し、

2011 年に国際連合経済社会理事会が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の違法取引に対する犯罪防止および刑事司法による対応」に関する決議 2011/36 を採択し、その中で絶滅のおそれのある種の違法取引における組織犯罪集団の関与に関する懸念を表明し、国際レベルでの努力と ICCWC の働きを認識し、国際連合の加盟国に対して国際・地域・二国間協力を強化するよう促し、国際連合の加盟国に対して絶滅のおそれのある種の違法取引を深刻な犯罪とみなすよう勧めたことを歓迎し、

国連持続可能な開発会議（リオデジャネイロ、2012 年 6 月）の成果文書「私たちが望む未来」の 203 段落において、CITES の重要な役割、野生生物の違法取引が経済、社会、影響に与える影響、供給と需要両面で確実な強化した対策を講じる必要性が認識され、関連する多国間環境協定および国際機関の間の効果的な国際協力の重要性が強調されたことを歓迎し、

2012 年にアジア太平洋経済協力（APEC）の首脳が採択した「成長のための統合、繁栄のための革新」という宣言の中で、「天然資源とそれが依存する生態系は、持続可能な経済成長の重要な基盤であると認識し、「野生動物、木材及び関連製品の違法貿易に対抗する措置を強化し、持続可能な海洋・森林生態系管理を確保するための措置を実施し、また持続可能で、開かれた公平な非木材森林製品の貿易を推進することにコミット」し、「能力構築、協力、増加する取り締まりやその他のメカニズムを通じて、絶滅の危機に瀕した保護対象の野生生物の違法な供給と需要に対処するために野生生物の持続可能な管理と保存を推進する意味のある措置をとる」ことを約束したことを歓迎し、

野生動植物の違法取引に対する協力執行活動に関するルサカ協定による CITES 施行強化への寄与を認識し、

他の手段と組み合わせた犬の使用が探知および押収の確率を引き上げること、探知犬は他の手段では探知できない品目を探知できること、犬とハンドラーのチームは、短時間で人および貨物または荷物を調べる上で非常に効果的であることを認識し、

国、地域、国際レベルでの CITES 当局ならびに野生生物法執行機関の間で協力と調整を改善する必要性を意識し、

2004 年 2 月にシェパーズタウン（米国）で開催された会合での CITES 執行専門家グループの結論ならびに勧告に留意し、

事務局からの情報要求に締約国が対応する期限が第 13 条で指定されていないこと、また対応がない場合に回答拒否と解釈されないようにするためには期限設定が必要であることを考慮し、

野生生物の部分並びに派生物を示すためにある種の用語を使用した際、何らかの法律違反を引き起こす場合があることを考慮し、

施行過程において事務局が果たしうる役割の重要性および条約第 13 条で規定された手段を認識し、

第 13 条で規定された条約施行促進における事務局の役割、および施行機構間および教育目的の情報交換の円滑化のために事務局が国際刑事警察機構（ICPO-インターポール）並びに世界税関機構（WCO）と共に講じた措置を自覚し、

条約の対象種の違法取引をさらに削減するため、一層の措置が必要であることに同意し、

そのような高水準の野生生物の取引が行われるため、消費国は生産国と共に、取引が合法的かつ持続可能であり、締約国により採択され、施行される執行措置が生産国において保全を支援することを確保する責務を負うことを承知し、

条約附属書に掲げる種の標本の違法取引が、野生生物資源に深刻な被害を与え、野生生物管理計画の有効性を低下させ、合法的かつ持続可能な取引、特に多数の生産国の発展途上経済を弱体化させ、脅かす可能性があることを認識し、

条約締約国会議は

遵守、規制、協力に関して

全締約国に対し、可能な限り早急に各国の管轄下にある領土内における野生生物取引の規制、特に隣国を含む生産国からの輸送に対する規制を強化し、管理当局を持つ国から発給された書類を厳重に確認するよう促す。

次のとおりに勧告する。

- a) 全締約国が：
- i) 野生動植物の違法取引の深刻さを認識し、それを国内法執行機関における優先項目として特定する。
 - ii) 適当であれば、CITES の執行を強化し、その規定の遵守を達成し、野生生物法執行機関を支援するよう意図した国内並びに地域行動計画を、日程、目標、資金調達に関する規定を組み込み、策定することを考慮する。
 - iii) 野生生物法執行の責任を持つ係官に、税関ならびに警察のよく似た立場の係官に同等の訓練、地位、権限を与える。
 - iv) 適宜、ICCWC 野生生物および森林犯罪分析ツールキットを利用する。
 - v) 附属書 II に掲げる動植物種の取引の規制に関係する条約の全機構ならびに規定に関し、また、附属書に掲げる種の違法取引からの保護を保証する全規定に関し、厳重な遵守と規制を保証する。
 - vi) 上記規定に違反した場合、そのような違反に対して罰を与え、適切な矯正策をとるために、ただちに条約第 8 条 1 項に従う適切な措置を講じる。
 - vii) 違法取引に関係しそうなすべての状況と事実および規制措置に関し、そのような取引を全廃することを目的として、互いに情報を提供し合う。
- b) 締約国は、違反に対し、それらの性質と重大さに適した制裁措置を推奨する。
- c) 国連国際組織犯罪防止条約並びに国連腐敗防止条約にまだ加盟していないか、またはまだ批准していない締約国は、それを行うことを考慮する。
- d) 特に輸入国は：いかなる状況または弁解のもとでも、輸出国または再輸出国により権限を持つと公式に指定され、事務局に正しく通知された管理当局以外には、階層水準とは無関係に、いかなる当局が発給した輸出または再輸出書類も受理しない。
- e) 附属書 II または III の種が取引に関与するいずれかの国の法律に違反して取引されていると輸入国が確信する理由がある場合、輸入国は：
- i) その法律への違反が起きたと考えられる国にただちに通知し、可能な限りの範囲で、取引に関連する全書類の写しをその国に提供する。

- ii) 可能な場合、条約第 14 条に規定されたように、その取引に対してより厳重な国内措置を適用する。

- f) 締約国は、自国の在外公館、外国における任務の代表、国際連合の旗の下で活動する部隊に対し、彼らが条約の条項を免除されないことに注意を促す。

附属書 ii または III の種の取引に関して

ある締約国が、附属書 II または III に掲げる種の標本が別の締約国により、その種の存続に対して有害な方法で取り引きされるとみなしたとき、以下のことを行うよう勧告する。

- a) 適切な管理当局と直接協議する。
- b) 附属書 II の種の場合、満足な対応がない場合、条約の第 13 条および決議 Conf. 14.3 「CITES 遵守手続き」における責任を背景として、事務局に対して援助を要求する。
- c) 条約の第 14 条 1 a) 項の規定を利用し、同締約国が適切とみなす一層厳重な措置を講じる。

第 13 条の適用に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 条約の第 13 条および決議 Conf.14.3 「CITES 遵守手続き」の適用において、遵守違反の疑いがある件に関する情報を事務局から要求された場合、締約国は 1 ヶ月の期限内に回答するか、または可能ならば、その月内に要求を受理したことを通知し、要求された情報を提供できると考える日付を、たとえおおよその日付であっても提示する。
- b) 要求された情報が 6 カ月以内に提供されなかった場合、締約国は回答できなかった理由の説明を事務局に提供する。
- c) 事務局が特定の締約国で順守に関して問題が生じていると認識した場合、事務局は当該締約国と協力し、その問題の解決に努め、必要に応じて助言または技術援助を申し出る。
- d) 解決策が即座にみつからないように思える場合、事務局はその件に注目するよう常設委員会に促し、常設委員会は解決策をみつける手助けをするという観点から、当該締約国と直接接触し、その件を追求することができる。
- e) 上記の遵守問題およびそれらを解決するために講じられた措置に関する情報を、事務局は通告を通じて可能な限り完全に締約国に通報し続け、常設

委員会と締約国会議の会合に提出する報告書でこれらの問題を報告する。

事務局の執行活動に関して

締約国、政府間および非政府組織に対し、事務局の施行支援作業に資金を提供することにより、条約の施行に対する一層の財政支援を提供するよう促す。

事務局に対し、次の優先事項にその資金を使うよう命じる。

- a) 執行関係の事柄について事務局で作業を行う追加職員の指名
- b) 地域および地区の法執行協定の締結並びに実施の支援
- c) 締約国に対する訓練並びに技術援助

法執行問題との取り組みで事務局を支援するための執行職員を出向させるよう締約国に促す。かつ

事務局に対し、条約の機関、地域および小地域の野生生物執行ネットワーク、国内執行機関の間でより密接な国際的連携を追求し、ICCWC パートナー組織として、ICPO- インターポール、国連薬物犯罪事務所、世界銀行、世界税関機構と密接に協力することを命じる。

情報の通報と調整に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 管理当局は、訓練活動並びに共同会議を手配し、また、情報交換を促進することにより、税関並びに警察、また、適宜、分野別の非政府組織を含め、CITES の執行に責任を負う政府機関の調整を行う。
- b) 締約国は国別の機関間委員会を設置し、管理当局と税関並びに警察を含む CITES の執行に責任を負う政府機関とを統合する。
- c) 締約国は、緊急の問題として、野生動植物の違法取引を調査する責任を持つ自国の関連国内法施行機関の詳細な連絡先を事務局に通報する。
- d) 締約国は事務局から自国が発給した書類の不正使用に関する通報を受けた時、必要であれば ICPO- インターポールに呼びかけ、その犯罪を教唆した者を特定するための調査を実施する。
- e) 偽の書類を提示された時、締約国は標本がどこにあるか、偽の書類がどこで発給されたかを割り出すために可能な限りのことを行い、適切であれば事務局およびその他の締約国に通報する。
- f) 地域レベルで野生生物法執行機関の間の協力ならびに調整を図るための適切な機構を作るために、

締約国はそれぞれの地域内で協力する。

- g) 事務局は常設委員会と協議し、当初は附属書 I に掲げる種を中心に、必要に応じて臨時の CITES 執行特別委員会を設置する。
- h) まだ行っていない締約国は、関連国内執行ならびに起訴機関から ICPO- インターポール野生生物犯罪作業部会に出席する係官の指名について考慮する。
- i) 既存の探知犬プログラムを持つ締約国は、そのようなプログラムの立案および実施に関心を持つ締約国と、知識および経験を共有する。
- j) 締約国は事務局に意味のある違法取引事件に関する詳しい情報を提供する。
- k) 締約国は事務局に対し、可能な限り、有罪判決を受けた違法取引業者並びに常習犯に関する情報を提供する。および
- l) 重武装集団と対決し、攻撃される深刻な危険性にさらされるパークレンジャーその他の野生生物保護執行要員に対し、必要なレベルのリアルタイムの支援を提供できるよう、締約国は国内措置およびコミュニケーション手段を導入し、または一層強化する。
- m) 締約国は、軍関係者が密猟および違法野生生物製品の消費の悪影響に対して敏感になるよう、意識の向上を図る。

上記の情報を直ちに締約国に通報するよう事務局に命じる。および

CITES 掲載種の標本のインターネット商取引に関して締約国に対し、以下を行うよう勧告する。

- a) 附属書 I 掲載種の標本の販売を最優先問題として、合法的な野生生物取引を管理し、違法野生生物取引を捜査し、犯人を罰するという課題と取り組むために十分な国内措置を確保するために、国内措置の評価または整備を行う。
- b) 国内レベルで、インターネットにつながる野生生物犯罪の捜査を専門とする部署を設置するか、またはコンピュータもしくはサイバー犯罪を捜査または監視する既存の部署に野生生物取引問題を組み込む。
- c) 国内レベルで、インターネット関連野生生物取引の監視を調整し、それらの活動により得た情報を、CITES 管理および執行当局指定の連絡窓口の間でタイムリーに共有できるようにするための機構を設立する。

締約国および ICPO- インターポールに対し、さらに

次のように勧告する。

- a) 他の機関が使用している方法で、インターネットを介して CITES 掲載種の合法的売買を規制する機構の評価に役立つ可能性がある方法に関し、事務局に情報を提出する。
- b) CITES 掲載種の標本の違法なインターネット関連取引を捜査し、犯人を絞り込むことに、十分な資源が配分されるようにする。
- c) 執行、能力強化、大衆の認識に関する戦略を策定するために、監視活動中に得たデータを使用する。
- d) ICPO- インターポール事務総局内に、野生生物犯罪のインターネット商取引に関する部分を専門とする常勤職を設けるために、資金を提供するための方法を検討する。その職の責任として、インターネット商取引に関するすべての情報または機密情報が定常的に収集され、締約国が指定した関連執行当局に配布されるようにすることが含まれる。

施行促進のための一層の行動に関して

さらに、締約国が次のことを行うよう勧告する。

- a) 以下により、国境警備、監査、審査のための包括的戦略の策定に必要な措置を講じる。
 - i) 物品の通関手続きおよび積み替え、仮通関、倉庫保管などの税関での手続きのための様々な手続きを考慮に入れる。
 - ii) 例えば CITES の要件、標本の識別、生きた動物の取扱いなどに関する CITES 関係の事柄を、規制責任者である係官が意識しており、それについて訓練されているよう保証する。
 - iii) CITES 許可書ならびに証明書のも真正性ならびに有効性を保証するために、特に必要であれば、有効性の確認を事務局に要求することにより、文書管理を実施する。
 - iv) リスク評価ならびに対象設定の方針に基づき、物品の物理的検査を行う。
 - v) 野生生物探知犬の使用。
 - vi) 輸出および再輸出の時点で規制の質を引き上げる。かつ
 - vii) これらの目標を達成するために必要な資源を提供する。
- b) 野生生物資源の管理とそれによる違法取引との戦いにおいて、国内および地方社会の支持と協力を確保するための誘因を宣伝する。
- c) 適宜、施行を目的として、機密保護の基準を守りつつ、非政府情報源から得られる情報を評価並び

に活用する。

- d) 国内での特別野生生物法執行部隊またはチームの編成を考慮する。
- e) 執行能力を強化するためのコースと教材を提供する CITES バーチャル・カレッジを利用する。
- f) 国内執行能力を強化し、かつ改善するための革新的手段を探る。
- g) 機関間の協力の育成と法知識の改善、種の識別、リスク分析、犯罪行為の捜査に特に重点を置き、焦点を絞った国内並びに地域の施行能力強化活動を実施する。および
- h) 情報交換、技術的助言、支援を通じ、野生生物の違法取引を摘発し、抑止し、予防するために、適切かつ可能である限り、消費国、原産国、通過国の CITES 管理当局並びに法執行機関と密接に連携する。
- i) 野生生物犯罪事件の捜査において、野生生物法医学技術およびコントロールド・デリバリー（泳がせ捜査）などの専門捜査テクニックの利用を推進し、増やす。
- j) 犯罪者が犯罪から得る利益を利用できないようにするために、マネーロンダリングを阻止する国内法を施行し、財産の押収を促進する。

締約国およびドナーに対し、ICCWC に金銭的支援を提供し、国内野生生物法執行機関、小地域並びに地域ネットワークへの調整のとれた支援および実施能力強化活動の提供という目標を同コンソーシアムが達成できるよう確保することを促す。

締約国、政府間組織、NGO に対し、開発途上国ならびに移行経済圏諸国を中心に、できれば地域または準地域を基盤として、施行関係の訓練または訓練資料の提供を可能にする資金と専門知識を緊急に提供し、そのような国の野生生物法執行要員が十分な訓練と備えを与えられるよう保証するための資金を提供するよう促す。

締約国に対し、CITES の執行および条約違反の起訴を優先するよう奨励する。

附属書 I の種の標本の違法狩猟ならびに取引に関し、違反者の逮捕と有罪判決につながる情報に報酬を与えるよう各国に奨励する。

ICPO- インターポールに対し、その野生生物犯罪作業部会の代表による CITES 締約国会議合会への出席を支援するよう促す。

事務局に対して次のように指示する。

- a) ICCWC パートナー組織、地域並びに小地域野生

生物執行ネットワーク、国内所管当局と協力し、

- i) 適切な訓練資料を準備し、配布する。かつ
- ii) 国境警備を担当する当局間の技術情報交換を促進する。かつ
- b) 常設委員会の各会合ならびに締約国会議の各定期会合に、施行問題に関する報告書を提出する。次に列挙する決議またはその一部を廃棄する。
 - a) 決議 2.6(改正)(サンホセ、1979年、フォートローダーデール、1994年で改正) – 附属書 II および

- III 種の取引 – b) 並びに「要求」という表題の項
- b) 決議 3.9 (改正) (ニューデリー、1981年、フォートローダーデール、1994年で改正) – 国際的遵守管理
- c) 決議 6.3 (オタワ、1987年) – CITES の実施
- d) 決議 6.4 (改正) (オタワ、1987年、フォートローダーデール、1994年で改正) – 違法取引の規制
- e) 決議 7.5 (ローザンヌ、1989年) – 施行 ■

付記 1

エコメッセージ記入フォームと使用法

野生生物の違法取引の多くが国際的規模で行われる。このため、それは優れた国際協力によってのみ効果的に阻止できる。

インターポールはエコメッセージにより、すべての主要環境犯罪を対象とする国際報告システムおよびデータベースの構築を目指している。

今日、違法な利用と取引は野生生物に対する最も深刻な脅威の 1 つである。犯罪者のネットワークとシンジケートは大きな利益と低いリスクという動機により、次の特徴を持つ国際的な業界を築き上げた。

1. 野生生物個体群の生物学的存続可能性を低下させる。
2. 地球の自然遺産と生態学的完全性に害を与える。
3. 生きている動物に対して容認できない虐待を行う。
4. 野生生物法および他の多数の法律に違反する。

インターポールすなわち国際刑事警察機構 (ICPO) は環境犯罪を阻止するために多大な努力を重ねてきた。その努力の一部として、インターポールは 1992 年に環境犯罪委員会を設置し、1994 年にそれを拡大し、野生生物犯罪に関する作業部会および汚染犯罪に関する作業部会を追加した。

インターポールは四半世紀を超える経験を踏まえ、保護野生生物を取り引きする犯罪者を標的とする作戦において、関連情報の速やかな交換が不可欠であると結論した。しかし、次のような複雑な事情により、諸

国間の情報交換が阻害される場合がある。

1. 幅広く分散した情報源から必要な情報を収集しなければならない場合が多い。
2. 諸国間で共通する報告方法が存在しない。
3. 野生生物犯罪を取り締まる活動に役立つ情報の収集、保存、分析、配布のための国際的な保存場所がなかった。
4. 1 つの国の捜査官が、他の国ではどの法執行機関 (単一機関または複数の機関) が適切な連絡先であるかを知らない場合が多かった。

インターポールはこれらの短所の解決策としてエコメッセージを創設した。

インターポールはエコメッセージにより、以下を含むすべての主要環境犯罪を対象とする国際報告システムおよびデータベースの構築を目指している。

1. 廃棄物の違法な越境移動および違法投棄
2. 放射性物質が関与する違法な越境活動
3. 野生動植物の種の違法取引

エコメッセージの性質と機能

フランス、リヨンのインターポール事務総局が、野生生物犯罪を含む国際環境犯罪に関する情報の中央収集拠点の役割を果たす。環境犯罪データを系統立てて受け入れ、事務総局にあるコンピュータ化したデータ収集設備に入力する報告システムとして、インターポールはエコメッセージを開発した。

エコメッセージ・システムでは簡単な記入フォームを使い、特定の犯罪の詳細情報をインターポールに送信する。エコメッセージの記入フォームは注意深くデザインされている。インターポールがエコメッセージを介して環境犯罪報告書を受け取ると、コミュニケーションの標準化されたデザインにより、以下のことが可能になる。

1. インターポールのデータベースと互換性がある書式による迅速かつ秩序だった報告内容の入力
2. コンピュータ化したデータベース中の他の入力事項との効率的な相互参照
3. 犯罪情報分析などの応用を促進する方法による組織的で意味のあるデータ抽出

エコメッセージはシステムである。

エコメッセージ報告書は標準化した手順とルートでインターポールに送信しなければならない。系統だった手法により、送信されるデータの有効性が確保され、その結果、インターポールのデータベース中の情報の信頼性が向上し、その情報を使用したときに信頼性の高い結果が得られる。

野生生物法の執行には多数の政府法執行機関が関与する場合がある。国立公園または野生生物機関には、さまざまな執行当局が存在する場合がある。保護野生生物の密輸積送品を途中で押収する機関は税関であることが多い。検事総長、保安官事務所、環境保護その他の政府機関と同様に、しばしば警察機関が野生生物法執行に関与する。

これらのいずれの機関でも、エコメッセージ記入フォームに必要な情報を集めることができる。ただし、情報を集めた後、エコメッセージ報告書を作成し、報告する国のインターポール国家中央事務局（NCB）に提出しなければならない。NCBは通常、国家警察の国際関係部門に置かれている。自国のインターポールNCBの所在地が不明な場合は、environmentalcrime@interpol.int にメッセージを送信し、環境犯罪計画に問い合わせる。

エコメッセージの詳細をインターポール事務総局に

送信することはNCBの責任である。この責任については、1994年6月9日のインターポールの回覧状番号38/DII/SD2/E/INT/WG/2/ENV/94で説明されており、この回覧状は世界中のすべてのインターポールNCBに保管されている。

インターポール事務総局がエコメッセージを受け取ると、それに含まれる情報がインターポールのコンピュータ化したデータベースに入力される。このプロセスには次のような重要な利点がある。

1. 情報は直ちにインターポールのコンピュータ中に存在する他のすべての情報と照合される。これにより重要なフィードバックが得られることがある。例えば、X国が象牙密輸の容疑でA氏を逮捕したと報告した場合、エコメッセージの処理により、A氏は同様の容疑でY国でも手配されている、あるいはA氏はZ国では別の罪状ですでに有罪が確定しているという情報が得られる場合がある。同時点の逮捕令状または以前の有罪判決に関する情報は、検事が大いに関心を持つ重要な情報である。
2. エコメッセージ記入フォームを使い、報告する国から質問をすることもでき、それを通じて国際協力の仕組みを提供する。例えば、X国がY国から密輸された稀少な鳥を押収した場合、X国の捜査官はこのフォームを使い、Y国の輸出者または関与した運送業者に関する情報を要求できる。また、Y国がそれらの鳥を本国へ送還させたいかどうかなど、国際的情報交換が捜査に役立つ限り、どのようなことでも質問できる。
3. 収集されたデータにインターポールの犯罪分析の専門家がアクセスできる。信頼性の高い十分なデータが使用可能な場合、関与した犯罪者および保護野生生物の違法取引の規模、構造、動態の解明にきわめて有用な分析を実施できる。（左の最近のプロジェクト分析を参照。）

さらに、特定の調査から犯罪情報分析を通じて結論を引き出すことができ、違法取引を阻止する作戦で野生生物法執行官の業務遂行の効果を上げるために、勧告を行うこともできる。

インターポールのエコメッセージ・データベースに入力する情報が増加するほど、野生生物の違法取引に関連する犯罪の真の世界的分析結果を引き出すためのエコメッセージの有効性が向上する。このデータはエコメッセージ報告書を通じてシステムに入力する。含

まれるデータが統計学的に有意であるほど、野生生物の違法取引の世界的な全体像を把握するためにそれを分析し、利用できる可能性が向上する。

野生生物の違法取引の程度、構造、動態が判明している場合にのみ、それを阻止するための効果的な世界的協力活動が可能になる。

エコメッセージ記入フォーム

インターポール事務総局がエコメッセージを受け取ると、それに含まれる情報がインターポールのコンピュータ化したデータベースに入力される。

1. エコメッセージ記入フォームに記入するときは、英数字で記される同一の連番をすべての記入項目で維持することが重要である。これはインターポールのデータベースとの互換性を維持するために重要である。正しく記入された報告書は簡単にデータベースに入力でき、結果が出る見込みが向上する。
2. フォーム上の特定項目に関する情報が入手不可能な場合は「不明」と記入する。
3. 記入済みのエコメッセージ記入フォームを国内の国家中央事務局（NCB）に提出する。NCB はインターポールの国内連絡事務所である。NCB は通常、
国家警察の国際関係部門に置かれている。NCB のみがエコメッセージをインターポール事務総局に送信できる。
4. 一部の国では、国の法律により氏名などの特定情報の報告が禁じられている場合があるので、注意が必要である。その種の法律は各国のインターポール NCB が認識し、不適切な情報の送信を防止できるはずである。ただし、一部の情報を報告できない場合でも、部分的な情報でも役に立つことがあるため、エコメッセージの提出は重要である。

エコメッセージ ※赤字の記入欄は必須

1. 件名	1. 件名
1.1 犯罪の簡単な説明	1.1
1.2 コード名	1.2
1.3 犯罪の法律関係の表示（参照番号、違反した法律の名称、法的に可能な処罰）	1.3
2. 摘発の場所と方法	2. 摘発の場所と方法
2.1 犯罪が摘発された場所（港湾や都市の名称など） 海上または原野の場合は、既知の基準点までの距離と方角を示す	2.1
2.2 犯罪の摘発方法（税関検査、情報提供者からの情報など）	2.2
2.3 犯罪が摘発された国名・都市名	2.3
3. 日時	3. 日時
犯罪摘発日時	
4. 密輸品	4. 密輸品
4.1 違法廃棄物：廃棄物の性質および生産地、または放射性物質：放射性物質の性質および生産地、または野生生物：当該種の学名並びに一般名、および標本の精密な説明（生きていますか死んでいるか、部分か派生物か、年齢、性別など）	4.1
4.2 数量および推定価格：単位および通貨	4.2
5. 容疑者の身元	5. 容疑者の身元
注：項目 5.a から 5.l までは各容疑者について記入すること	注：項目 5.a から 5.l までは各容疑者について記入すること
a) 逮捕日	a)
b) 姓（および旧姓）	b)
c) 名	c)
d) 性別	d)
e) 別名	e)
f) 生年月日・出生地	f)
g) 国籍	g)
h) 住所	h)
i) 旅券または国の ID に記載された情報－番号、発給地、発給日、有効期限を含む	i)
j) 職業	j)
k) 項目 6 の会社（記入されている場合）での役職	k)
l) その他の情報：電話番号、ファクス番号、自動車登録番号などに加え、犯罪における対象者の役目（運搬、密売など）	l)

6. 関与した会社

注：項目 6.a から 6.f は、関与した各社について記入すること

- a) 種類：会社の法律上の種類
- b) 社名：法律上の名称と屋号の両方
- c) 事業内容
- d) 本社の住所および電話番号等の通信手段に関する詳細
- e) 登記番号
- f) 営業上の住所および電話 / ファクス番号 - d) と異なる場合

7. 輸送の手段と経路

密輸品の輸送を伴う犯罪の場合、輸送の手段と経路を可能な限り詳細に記述すること

8. 位置

- a) 原産国（町）：野生生物に関しては、CITES に基づく原産国（標本が野生から採取された、または飼育下で繁殖された国）および税関の定義に基づく原産国（最後に実質的な変更が行われた国）を記載する。海が原産地である標本は「海」と記載
- b) 買付国最後の再輸出国
- c) 通過国：確認可能な限りの国
- d) 目的国および住所輸送書類で申告された目的地と真の目的地（わかる場合）の両方

9. 使われた書類の特定

認証、輸送書類、許可書並びに証明書、送り状などの書類のタイプ。書類が改ざんされたか、または偽造であるかを記載

10. 法執行機関

事件に関して主な責任を負う機関の名称および住所、通信手段に関する情報、担当者（可能であれば）

11. 手口

次のことを含む手口を精密に記載すること - 隠匿方法、梱包のタイプ、書類偽造技術などに加え、他の事件との関連性の疑い。手口を示す書類（偽造書類など）のコピーおよび写真（容器など）を添付すること

12. 追加情報

関連すると考えられるその他の詳細

13. 情報提供の要求

捜査官は外国からの情報提供を必要とするか（外国人の逮捕歴や貨物取扱会社の違反歴に関する詳細など）。

6. 関与した会社

注：項目 6.a から 6.f は、関与した各社について記入すること

- a)
- b)
- c)
- d)
- e)
- f)

7. 輸送の手段と経路8. 位置

- a)
- b)
- c)
- d)

9. 使われた書類の特定10. 法執行機関11. 手口12. 追加情報13. 情報提供の要求

付記 2

(訳注：省略)

付記 3

(訳注：省略)